



骨髄移植ドナー支援事業の開始について

☆習志野市・我孫子市・船橋市に続いて県内 4 番目☆

松戸市では、骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の増加や、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進を目指して、ドナーに助成金を交付する「骨髄移植ドナー支援事業」を、平成 29 年 4 月 1 日より実施します。

【骨髄移植ドナー支援事業実施の背景】

- ・日本で非血縁者間の骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている患者さんは、毎年少なくとも 2,000 人を超えます。
- ・ドナー登録をして骨髄提供者となった場合、経済的理由（検査等で休業した時に生活補償が受けられないなど）でドナーを辞退する場合があります。
- ・一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が不可欠です。

【目的】

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供する市民を支援することにより、ドナー登録者の増加、及びより多くの骨髄・末梢血幹細胞移植の実現を図ります。

【対象者】

下記（１）～（５）いずれも該当する方

- （１）骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、移植に用いる骨髄等の提供を完了していること
- （２）松戸市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載されていること
- （３）市税の滞納がないこと
- （４）骨髄等の提供を行うための休暇制度が導入されている企業・団体等に属していないこと
- （５）他の地方公共団体から、助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと

【助成内容】

骨髄・末梢血幹細胞提供のために要した通院及び入院の日数、1 日につき 20,000 円、1 回の提供につき 7 日を上限とします。

【予 算】

骨髄移植ドナー支援事業	281,000 円
(骨髄移植ドナー支援事業助成金 20,000 円×7 日×2 人=280,000 円)	
(郵便料)	1,000 円)

【参 考】

(1) 骨髄バンク県内市町村の状況

	習志野市	船橋市	我孫子市
担当課	健康支援課	保健所予防 疾病対策課	社会福祉課
開始時期	平成 25 年 4 月～	平成 28 年 4 月～	平成 25 年 10 月 ～
助成内容	個人に提供 1 回 10 万円 企業に提供 1 回 5 万円	個人 1 日につき 2 万円 7 日を上限として 14 万円 企業に 1 日につき 1 万円 7 日を上限に 7 万円	個人に提供 1 回 10 万円

(2) 公益財団法人日本骨髄バンクとは

毎年日本では新たに約 6,000 人もの重い血液の患者が発病します。そのうち約 2,000 人が骨髄・末梢血管細胞提供者をさがしています。骨髄・末梢血管細胞を提供するには、患者と提供者の H L A (白血球の血液型) が適合しなければなりません。H L A の合う確率は、兄弟姉妹で 4 人に 1 人、血縁関係がないと数百人から数万人に一人です。このことから血縁者に提供者のいない患者を救うために骨髄バンクが生まれました。

骨髄バンク事業は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づく骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者として、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、日本赤十字社と都道府県等の協力により行われている公的事業です。

平成 28 年 10 月末現在の、日本骨髄バンクへの提供希望者(ドナー)登録者数は、467,100 人、患者登録者数は 49,379 人です。

松戸市の状況は、1992 年から 2015 年まで 24 年間で日本骨髄バンクへの提供希望者(ドナー)登録者数は 51 名います。

(3) 骨髄ドナーへ助成を行っている自治体(骨髄バンクホームページより)

骨髄バンクドナー支援事業実施市町村 182 市町村のうち東北・関東甲信越地区では、104 市町村が実施しています。(H28. 11. 15 現在)

(4) 提供に要する日数(移植方法には 2 方法あり、医師の説明相談後本人が決定)

① 骨髄提供の場合(全身麻酔で腸骨より採取)



1ヶ月前の健康診断通院+1週間前の自己血採血通院+採取のため入院平均3泊4日
計 平均5日から6日

② 末梢血幹細胞提供の場合

1ヶ月前の健康診断通院+3~4日間の造血幹細胞増加のための注射通院又は入院+採取のための入院平均2泊3日
計 平均6日から7日

【用語解説】

○ 骨 髄

骨のなかにある血液の細胞を作る組織です。骨は、ちょうど竹のような構造をしていて、硬い皮質という部分に囲まれている中空部分を「骨髄」と呼んでいます。骨髄はゼリー状になっていて、その中に多くの造血幹細胞（白血球・赤血球・血小板のもとになる細胞）が含まれているのです。

○ 骨髄移植

骨髄移植はドナーに全身麻酔して、腸骨という骨盤の一部（ズボンのベルトが当たる部分の骨）に専用の針をさして、注射液で骨髄液を吸引し、採取した骨髄液を患者の静脈へ点滴で注入する治療法です。

○ 末梢血幹細胞移植

末梢血（全身を流れる血液）には通常、造血幹細胞は、ほとんど存在しませんが、白血球を増やす薬（G-CSF）を注射すると末梢血中にも流れ出します。採取前の3~4日間、連日注射し造血幹細胞が増えたところで、血液成分を分離する機器を使い造血幹細胞を採取し、骨髄移植と同様の方法で患者に注入します。

【骨髄バンクドナー登録】

○ ドナー登録できる方

- ・骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している方
- ・年齢が18歳以上、54歳以下で健康な方
- ・体重が男性45kg以上/女性40kg以上の方

※骨髄・末梢血幹細胞を提供できる年齢は、20歳以上、55歳以下

○ ドナー登録窓口（献血ルームなど）

登録申込書記入、検査のため2ミリットル採血（後日、ドナー登録確認書が郵送される。）

【骨髄等提供の流れ】

(1) 骨髄提供の場合

・採取前健康診断→自己血採血→骨髄採取（入院）→採取後健康診断

(2) 末梢血幹細胞提供の場合



- ・採取前健康診断→G-CSF の注射（入院または通院）→末梢血幹細胞採取（入院）
→採取後健康診断

【問い合わせ先】

健康福祉部健康推進課 ☎047-366-7487

骨髓移植ドナー支援事業

松戸市では、骨髓・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の増加や、骨髓・末梢血幹細胞移植の推進を目指して、ドナーに助成金を交付する「骨髓移植ドナー支援事業」を、平成29年4月1日より実施します。

助成対象者

○提供者(ドナー)

- (1) 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、移植に用いる骨髓等の提供を完了している方
 - (2) 松戸市に居住し、本市に住民票があるかた方
 - (3) 市税の滞納のない方
 - (4) 骨髓等の提供を行うための休暇制度が導入されている企業・団体に属していない方
 - (5) 他の地方公共団体により、助成金に相当する補助金、その他これらに類するものの交付を受けていない方
- 上記(1)から(5)までいずれも該当する方

助成金の額

○提供者(ドナー)

骨髓・末梢血幹細胞提供のために要した通院及び入院の日数、1日につき2万円。1回の提供につき7日を上限とします。

日本で非血縁者間の骨髓移植や末梢血幹細胞移植を必要としている患者さんは、毎年約2000人を数えます。1人でも多くの患者さんが移植できるためには、1人でも多くのドナー登録が不可欠です。



ドナー登録にご協力を

お問い合わせ
松戸市 健康福祉部 健康推進課
TEL 047-366-7487
[http://mckenkou@city.chiba.jp](mailto:mckenkou@city.chiba.jp)